

奥州市観光パンフレット制作業務 公募型プロポーザル審査要領

1 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

2 業者選定方法

公募による提案審査型随意契約（公募型プロポーザル方式）とする。

3 審査体制

本プロポーザルでは、「奥州市観光パンフレット制作業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、審査を行う。

審査委員会の設置運営については、同委員会設置要領によりその構成、審査委員会の事務及び会議その他を定める。なお、委員への不正な接触等を防止するため、同設置要領は非公開とする。

4 審査方法

本プロポーザルでは、以下のとおり企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査委員の審査により受託候補者を選定する。

（1）審査基準

審査項目	主な観点	配点
仕様書の理解度	・仕様書で求めているものを正確に理解しているか	10
現状認識・課題分析	・当市の既存観光パンフレットについて、正確に現状を認識し課題を分析しているか	20
提案コンセプト	・新観光パンフレットのコンセプトは魅力的か	20
使用する素材	・提案者が保有している素材は豊富か ・当市の魅力を伝えることができるものか	15
事業費妥当性	・見積金額及び積算根拠は適切かつ妥当か	10
事業実施体制	・事業実施体制は信頼できるものか	5
業務実績	・これまでの業務実績は評価できるか	10
スケジュール	・制作スケジュールは適切か	10
合計		100

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーション及び質疑応答は、全体を通して30分以内とし、プレゼンテーションが20分程度、質疑応答が10分程度を目安とする。

(3) 評価

ア 「(1) 審査基準」の審査項目について、以下のとおり6段階評価を行う。

評価	6段階評価
とても良い	5
良い	4
普通	3
あまり良くない	2
良くない	1
企画提案書に記載がない	0

イ 評価の数値に、審査項目ごとの評価係数を乗じたものを評価点とする。(配点の詳細及び評価係数は別紙審査票の通り。)

ウ 審査委員ごとに評価点の高い順で提案者の順位(評価順位)をつけ、その順位に応じて順位点をつける。

評価順位	順位点
1位	5
2位	3
3位	1
4位以下	0

エ 順位点の合計が最多の提案者を受託候補者とする。

(4) その他

ア 提案者が1者の場合は、審査を行ったうえで審査委員の合議により受託候補者としての適格性を評価するものとするが、評価点の平均が60点未満である場合は失格とする。

イ 順位点の合計が最多の提案者が複数の場合は、「優れている」と評価された項目のより多い者を上位とし、「優れている」と評価された項目も同数の場合は、より低い見積金額を提示した者を上位とする。